

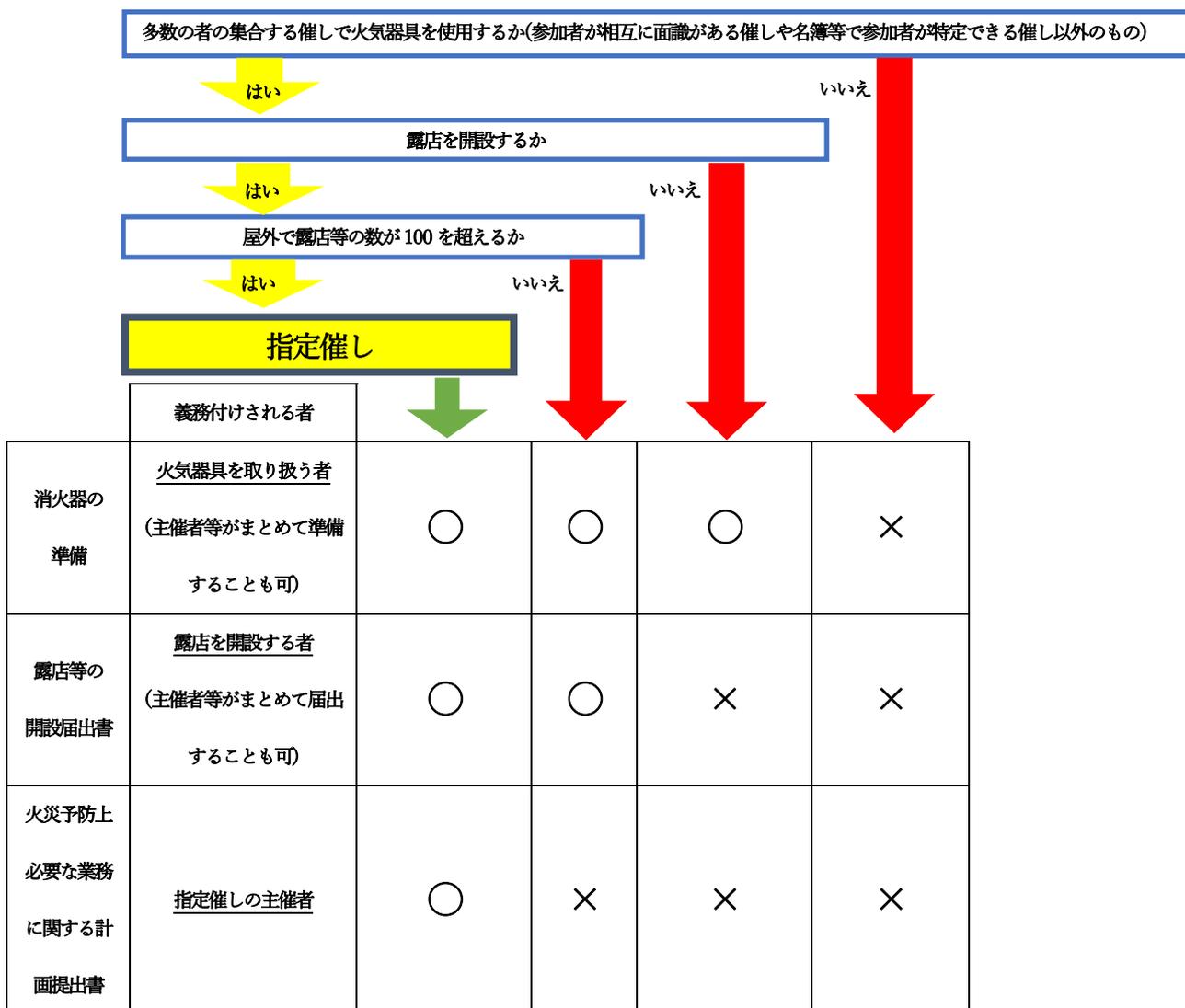
「多数の者の集合する催し」を開催される皆さんへ（露店等の防火対策）

明石市火災予防条例が改正されたことご存知ですか？

平成 25 年 8 月 15 日に京都府福知山花火大会火災が発生した後、消防法施行令の条例制定基準等が改正されたことに伴い、明石市においても明石市火災予防条例を改正し、多数の者が集まる催しについては、対象火気器具等を使用する場合の消火器の準備が必要となりました。また、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合には、消防局予防課への届出が必要となっています。特に、屋外において、大規模な催しを主催する場合、主催者は防火担当者の選任、火災予防上必要な業務に関する計画提出書の作成等が義務付けられています。

催しもの開催に伴い必要な手続きです

明石市火災予防条例の一部改正された経緯、内容は上記のとおりですが、届出には実際なにかが必要なのかをフローチャートで確認してみてください



もっとくわしくおしえて

下記に説明例を記載していますが、わからないことがあれば、消防局予防課までご相談ください。

「多数の者の集合する催し」って？

一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しであって、明石公園などで開催される「市内、市外を問わず、不特定多数の者が自由に参加できる社会的広がりをもつ催し」をいいます。

(近親者によるバーベキュー、PTA 役員のみが参加する催し、特定の地域や特性の方々が集まる自治会等が主催する夏祭りの催しなどで、相互に面識がある者が参加する催しや、名簿等で参加者が特定できる催しは対象外です。)

露店等とは？

祭礼、縁日等における露店、屋台、学園祭や各種団体等の模擬店、移動店舗その他、これらに類するものを指します。

これらに類するものとは、物品の販売のほかに、炊き出し、広報チラシの配布ブースなどの無料で提供するものや、展示のための陳列、見世物、体験ブースも含まれます。

対象火気器具ってどんなの？

対象火気器具の例示は以下のとおりです。

・液体燃料を使用する器具例

移動式ストーブ、調理用器具、携帯発電機 等

・気体燃料を使用する器具例

移動式ストーブ、調理用器具、携帯発電機 等

・固体燃料を使用する器具例（燃料は、薪、木炭、練炭など）

七輪、焼き鳥器、バーベキューこんろ、火鉢 等

・電熱を利用する器具例

電気ストーブ、電気こんろ、電磁誘導加熱式調理器、電気オーブントースター、電子レンジ 等

※綿菓子機やポップコーン機なども含まれますのでご注意ください。

どんな消火器でもいいの？

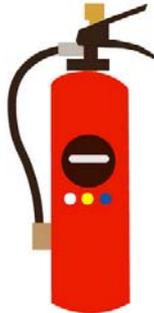
消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第27号)第1条の2第1号に規定する消火器(同条第2号に規定する住宅用消火器を除く)のうち、対象火気器具等の種別その他周囲の可燃性物質等の消火に適応とされるものを準備する必要があります(エアゾール式簡易消火具は不可)。

× 【使用不可】

○ 【使用可】



(エアゾール式簡易消火具)



(業務用：ABC粉末消火器)

多数の者で、対象火気器具を使用します。でも、露店等は出さないのですが、何が必要ですか？

必要なもの：消火器

- ・【露店等の開設届出書】の届け出は必要ありませんが、主催者の方が責任を持って消火器の準備をしてください。

多数の者が集まる催しにおいて対象火気器具を使用する露店を含め100以下出店したいのですが、何が必要ですか？

必要なもの：露店等の開設届出書(火気を取り扱う露店等を開設する者の一覧表)・消火器・平面図

- ・【露店等の開設届出書】は、様式をダウンロードし消防局予防課まで届け出てください。また対象火気器具を取り扱う露店が多数ある場合は、【火気を取り扱う露店等を開設する者の一覧表】も提出してください。
- ・【消火器】は、対象火気器具1つに対し、基本的には消火器1本を準備してください。
- ・【平面図】は、内容がしっかり把握できるよう露店開催地での露店の位置、消火器の位置、火気器具の位置、燃料の位置を示したものを記載のうえ提出してください。

多数の者が集まる催しにおいて、対象火気器具を使用する露店を含め100を超えて出店したいのですが、何が必要ですか？

必要なもの：露店等の開設届出書(火気を取り扱う露店等を開設する者の一覧表)・消火器・平面図・予防予防上必要な業務に関する計画提出書・防火担当者の選任

対象火気器具を使用する露店を含め100を超える露店を出店する催しを『指定催し』と指定しています。指定された場合には、【防火担当者】の選任が必要となります。【防火担当者】が【火災予防上必要な業務に関する計画】を作成し、

露店開催地の平面図に露店の位置、消火器の位置、火気器具の位置、燃料の位置を示したものを添付してください。

ご注意ください。(指定催しとなった場合)

消防長が指定した『指定催し』の主催者は、防火担当者を選任し、開催日の14日前までに消防局予防課へ火災予防上必要な業務に関する計画提出書を届出してください。なお、火災予防上必要な業務に関する計画提出書を届出なかった主催者に対しては、30万円以下の罰金が科せられる場合があります。

必ず消防局予防課まで届出してください。